

糖尿病、高血圧症、脂質異常症にて通院中の患者様へ

「特定疾患療養管理料」から「生活習慣病管理料」への移行について

厚生労働省の診療報酬改定により、「特定疾患療養管理料」の見直しが行われ、個人に応じた療養計画に基づき総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」へ移行するよう指針が出されました。

本改定に伴い、糖尿病、高血圧症、脂質異常症のいずれかを主病とする患者様で「特定疾患療養管理料」を算定していた方は、2024年11月1日より「生活習慣病管理料」に移行させていただきます。

患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容や検査結果を記載した「療養計画書」を作成し、署名をいただく必要がありますのでご協力のほどよろしく申し上げます。

※移行に伴い、月々の自己負担額は70円～210円前後増加します。